



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

社長より一言

神谷 一彦 さま

(かみや かずひこ)

映画やドラマを見ては、すぐにほろほろと泣く人がいます。僕もそうです。

僕はアートを目指す人には「もっと泣き虫になりなさい。」とアドバイスすることになっている。涙を流すのは感受性が豊かになっている証だ。人を愛し、人のために何かしてあげたいと思う心が創作のエネルギーになる。そのために何かに打ち込んでいる瞬間がとっても楽しいんだ。

「アートなんて認めてもらう為のものじゃない。創る本人が楽しくなくてどうする。」

お客さま紹介

株式会社三河工芸 (URL: <http://www.japan-net.ne.jp/~artglass/>)

◎会社概要

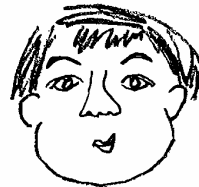
平成4年3月設立。

本社所在地は西尾市富山町。

ガラス美術館の運営。ガラス製品の展示・販売。

朝日担当代表社員

稲垣雄大



◎得意分野(商品紹介等)

株式会社三河工芸さまの運営する美術館は体験工房と体感型ミュージアムをコンセプトにした従来の美術館とは全く違ったコンセプトで作られた美術館です。ただ観るのではなく、観る人と作品の距離を限りなく近づけたいという想いで、人と作品が一体になってしまうような斬新なアプローチを試みています。「ただ、あなたを愉しませたい…」という想いに満ちた美術館です。

ギネスブックにも認定された巨大万華鏡「スフィア」と四季の移ろいを表現した「彫刻鏡の部屋」は訪れた人を魅了します。

体験工房ではサンドブラスト、万華鏡、ステンドグラスなどを製作することができ、ガラスショップでのガラス製品の販売も行なっています。

テレビや雑誌などでも頻りに紹介され、三河地区の観光スポットとして、大型バスの乗り入れも多数あります。

社長の神谷一彦さまは、芸術家でもあり、世界的にも注目されるアーティストです。

是非、株式会社三河工芸さまのホームページをご覧ください。営業時間は9時から17時で、休館日は月曜日です。

話題の言葉

デイトレとは、デイトレードの略で、1日に何度も株式などの売買を繰り返す短期売買手法のことです。これを行う人をデイトレーダーと言います。デイトレはアメリカで生まれ、日本では株式売買手数料自由化以後、特に2003年頃から個人投資家にも広まっていきました。パソコンで手軽に始められることや、数分後の値動きを予想すればいいのでリスクが少なく、専門的な知識をあまり必要としないため初心者でも始め易いことなどがデイトレーダー増加の要因と言われています。早い時には数秒で売買が成立する場合もあり、場合によっては巨額の利益を得られるため、ゲーム感覚で始める人が増えています。(赤星)

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

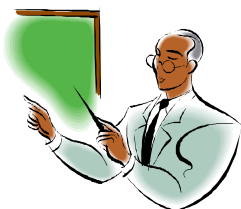
Question (役員給与の一時減額と定期同額給与)

当社は3月決算の会社です。当期、業績不振に伴い、役員の給与を9月から3ヶ月間減額することにしました。業績の回復が見込まれる12月からは従来の支給額に戻す予定です。税務上何か問題はありますか。

Answer

税務上、役員給与のうち「定期同額給与」は損金算入が認められます。ご質問のように、12月から従来の支給額に戻した場合、戻して増額した部分の金額については「定期同額給与」に該当しないため、損金算入できないことになります。

解説



役員に対して支給する給与のうち「定期同額給与」は損金の額に算入されます。「定期同額給与」とは次に掲げるものをいいます。

- ①事業年度を通じて1月以下の一定の期間ごとに、同額支給される給与
- ②会計期間開始の日から3ヶ月を経過する日までに改定された給与のうち、改定前の各支給時期における支給額及び改定以後の各支給時期における支給額がそれぞれ同額であるもの
- ③経営状態が著しく悪化した等の理由により減額改定された場合の、改定前の各支給時期における支給額及び改定以後の各支給時期における支給額がそれぞれ同額であるもの
- ④継続的に供与される経済的な利益でその額が毎月概ね一定であるもの

ご質問のように、当期中に従来の支給額に戻した場合、業績の回復により増額する部分の給与については、上記の「定期同額給与」には該当しないため損金算入は認められないと考えられます。

なお、翌期以降に期首から3ヶ月を経過する日までの間に従来の支給額に戻した場合は、増額する部分の給与について、上記②に該当するため損金算入が認められると考えられます。

ただしこの場合、取締役の報酬等は、定款に定めていない場合は株主総会決議を要することとされていますので(会社法361条)、定期同額給与の改定についても、通常は定時総会の時期に対応して行うのが一般的であると思われます。

根拠条文等

- 法人税法 第34条(役員給与の損金不算入)
- 法人税法施行令 第69条(定期同額給与の範囲等)